

研究活動における不正行為への対応等に  
関するガイドライン

平成 27 年 4 月

国立大学法人山口大学

## 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

はじめに

(本ガイドラインの目的と策定の背景)

科学研究における不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に反するものであり、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒涇するものであって、許すことのできないものです。このような科学に対する背信行為は、研究者の存在意義を自ら否定することを意味し、科学コミュニティとしての信頼を失わせるものです。

科学研究の実施は社会からの信頼と付託の上に成り立っており、もし、こうした信頼や付託が薄れたり失われたりすれば、科学研究そのものがよって立つ基盤が崩れることになることを、研究に携わる者は皆自覚する必要があります。

また、今日の科学研究が限りなく専門化を深め複雑かつ多様な研究方法・手段を駆使して行われる結果、科学的成果・知見が飛躍的に増大していく反面、研究者同士でさえ、互いに研究活動の実態を把握しにくい状況となっていることから、研究者が公正に研究を進めることが従来以上に重要になってきています。

本ガイドラインは研究活動における不正行為への対応は、研究者自らの規律や研究機関、科学コミュニティの自律に基づく自浄作用によるべきものであり、これまで個々の研究者の自己責任のみに委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、山口大学が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応の強化を図ることを基本的な方針としています。

なお、本ガイドラインにおいて使用する主な略称は以下のとおりです。

国立大学法人山口大学研究規範委員会・・・・・・・・委員会  
国立大学法人山口大学研究規範委員会委員長・・・・・・・・委員長  
国立大学法人山口大学研究規範委員会調査部会・・・・・・・・調査部会  
国立大学法人山口大学研究規範委員会調査部会予備調査会・・・・予備調査会  
国立大学法人山口大学研究規範委員会調査部会調査会・・・・・・・・調査会

## 研究活動における不正行為への対応

### 1 対象とする研究活動及び不正行為等

このガイドラインで対象とする研究活動，研究者及び不正行為は，以下のとおりとします。

#### 1-1 対象とする研究活動

このガイドラインで対象とする研究活動は，競争的資金等，運営費交付金等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動とします。

#### 1-2 対象とする研究者

このガイドラインで対象とする研究者は，山口大学に所属し研究に携わる教職員，学生及び山口大学の施設や設備の利用者とします。

#### 1-3 対象とする不正行為

このガイドラインで対象となる不正行為は，故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる，投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造，改ざん及び盗用，並びに二重投稿や不適切なオーサiershipなどの研究規範に反する行為，科学コミュニティにおいて学協会倫理規定や行動規範及び学術誌の投稿規定等の違反とします。

##### ① 捏造

存在しないデータ，研究結果等を作成すること。

##### ② 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い，データ，研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

##### ③ 盗用

他の研究者のアイデア，分析・解析方法，データ，研究結果，論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

## 2 不正行為の申立の受付等

### 2-1 申立の受付体制

- ① 不正行為に関する申立（山口大学の職員による申立のみならず，外部の者によるものを含みます。以下同じ。）を受け付け，又は申立の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」といいます。）を設置します。
- ② 受付窓口は学術研究部研究推進課とし，連絡先，受付の方法などホームページにて周知します。
- ③ 申立の受付や調査・事実確認（以下「調査」といいます。）を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らいます。
- ④ 申立の受付から調査に至るまでの体制についての責任者は学術研究を担当する副学長とし，必要な組織を構築して企画・整備・運営を行います。

### 2-2 申立の取扱い

- ① 申立は受付窓口で書面，電話，FAX，電子メール，面談などを通じてすることができます。
- ② 原則として，申立は顕名により行われ，不正行為を行ったとする研究者・グループ，不正行為の態様等，事案の内容が明示され，かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付けます。
- ③ ②にかかわらず，匿名による申立があった場合，申立の内容に応じ，顕名の申立があった場合に準じた取扱いをすることができます。
- ④ 山口大学が調査を行うべき機関に該当しないときは，調査機関に該当する研究機関等に当該申立を回付します。また，申立があった研究機関等に加え，他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は，該当する機関に当該申立について通知します。
- ⑤ 書面による申立など，受付窓口が受け付けたか否かを申立者が知り得ない方法による申立がなされた場合は，申立者（匿名の申立者を除きます。ただし，調査結果が出る前に申立者の氏名が判明した後は顕名による申立者として取り扱います。以下同じ。）に，申立を受け付けたことを通知します。
- ⑥ 申立の意思を明示しない相談については，その内容に応じ，申立に準じてその内容を確認・精査し，相当の理由があると認めた場合は，相談者に対して申立の意思があるか否かを確認します。
- ⑦ 不正行為が行われようとしている，又は不正行為を求められているという申立・相談については，その内容を確認・精査し，相当の理由があると認めたときは，不正行為の疑いがある調査対象の研究者（以下「対象研究者」という。）に警告を行うものとします。ただし，対象研究者が他機関所属のときは，対象研究者の所属する研究機関に事案を回付します。

### 2-3 申立者・対象研究者の取扱い

- ① 申立を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを受付窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、申立内容や申立者（「2-2 申立の取扱い⑥及び⑦」における相談者を含みます。）の秘密を守るため適切な方法を講じるものとします。
- ② 受付窓口に寄せられた申立の申立者、対象研究者、申立内容及び調査内容については、調査結果の公表まで、申立者及び対象研究者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底します。
- ③ 調査事案が漏えいした場合は、申立者及び対象研究者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することとします。ただし、申立者又は対象研究者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とします。
- ④ 悪意（対象研究者を陥れるため、又は対象研究者が行う研究を妨害するためなど、専ら対象研究者に何らかの損害を与えることや、対象研究者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいいます。以下同じ。）に基づく申立を防止するため、申立は原則として顕名によるもののみ受け付けます。また申立には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であり、申立者に調査に協力を求める場合があります。調査の結果、申立が悪意に基づく申立であることが判明した場合、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ます。
- ⑤ 悪意に基づく申立であることが判明しない限り、単に申立したことを理由に、申立者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いはしません。
- ⑥ 相当な理由なしに、単に申立がなされたことのみをもって、対象研究者の研究活動を部分的若しくは全面的な禁止又は解雇、降格、減給その他不利益な取扱いはしません。

### 2-4 申立の受付によらないものの取扱い

- ① 「2-2 申立の取扱い⑥」による申立の意思を明示しない相談について、申立の意思表示がなされない場合にも、山口大学の判断でその事案の調査を開始することができることとします。
- ② 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、申立があった場合に準じた取扱いとします。
- ③ 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り）を確認した場合、申立があった場合に準じた取扱いとします。

### 3 不正行為の申立に係る事案の調査

#### 3-1 調査を行う機関

- ① 研究者に係る不正行為の申立があった場合、原則として、山口大学が申立された事案の調査を行います。
- ② 対象研究者が山口大学以外に複数の研究機関に所属する場合、原則として対象研究者が申立された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとします。
- ③ 山口大学に所属する研究者が山口大学と異なる研究機関で行った研究活動に係る申立があった場合、山口大学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、申立された事案の調査を行います。
- ④ 山口大学を既に離職した研究者が、山口大学在職時に行った研究活動に係る不正行為の申立を受けた場合、現に所属する研究機関と山口大学とが合同で申立された事案の調査を行うものとします。離職した研究者が、どの研究機関にも所属していないときは、申立された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた山口大学において申立された事案の調査を行います。
- ⑤ 上記①から④までによって、申立された事案の調査を行うこととなった際は、対象研究者が山口大学に現に所属しているかどうかにかかわらず誠実に調査を行います。
- ⑥ 対象研究者の調査開始や申立された事案に係る研究活動を行っていた時期が不明及び調査を行うべき調査実施が極めて困難である場合において、他機関が調査を行うこととなった場合、当該機関から調査の協力を求められたときは、山口大学は誠実に協力します。
- ⑦ 山口大学は他の機関や学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求める場合があります。

#### 3-2 申立に対する調査体制・方法

##### (1) 予備調査

- ① 山口大学は申立を受けた後速やかに、申立された不正行為が行われた可能性、申立の際示された理由の論理性、又は申立された事案に係る研究活動の公表から申立までの期間が各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間若しくは対象研究者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど、申立内容の合理性及び調査可能性等について予備調査を行うため、予備調査会を設置します。
- ② 申立がなされる前に取り下げられた論文等に対する申立に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経費・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとします。
- ③ 予備調査会は、申立を受け付けてから 20 日以内に本調査を行うか否かの意見を